

DC ドライバーズカード会員特約(‘11.10.1 改定)

お持ちのカードが DC ドライバーズカードの場合は、次の特約が適用となります。会員規約とあわせてお読みください。

第 1 条(名称)

本カードは、三菱 UFJ ニコス株式会社および株式会社百五ディーシーカード(以下両社を、「DC」と称します。)が発行するもので、カードの名称は、「DC ドライバーズカード」(以下「本カード」と称します。)とします。

第 2 条(会員)

本特約、会員規約を承認の上本カードを申込み、DC が認めた方を会員とし、本カードを発行・貸与します。

第 3 条(ロードサービスの利用)

会員は、DC が定める「DC ドライバーズカードサービス利用規定」に従い、DC が提携する株式会社安心ダイヤル(以下、「運営者」と称します。)のロードサービスの提供を受けることができます。ロードサービスとは、会員の車両事故もしくは故障時に提供されるロードアシスタンスサービスおよびこれに付随したアフターフォローサービスをいいます。

第 4 条(年会費)

会員は、本カードの年会費は DC が通知するまで免除されるものとします。但し、DC が定めた条件に満たない場合、DC は、会員に通知の上、所定のデータ維持料をいただきます。

第 5 条(会員情報提供の同意)

1. 会員は、第 3 条に規定するサービスの提供を受けることに必要な会員情報を、DC が運営者に提供することに同意するものとします。
2. DC が運営者に提供する会員情報は、以下の通りです。
 - ① 入会申込書や入会後の届出等に記載の氏名、自宅住所、自宅住所郵便番号、自宅電話番号、会員番号、カード有効期限
 - ② 会員の入退会の事実
3. 運営者が 2. ①②の会員情報を利用する目的は、以下の通りです。
 - ① 会員に対するロードサービスの提供
 - ② 会員に対するロードサービスに関する宣伝物・印刷物の送付等の営業案内
4. 運営者は、保有する会員情報をロードサービスの実施に必要な最低限の範囲で、運営者提携のロードサービス実施者(以下、「実施者」と称します。)に預託できるものとします。
5. 運営者および実施者は保有する会員情報を厳正に管理し、会員のプライバシー保護のために十分注意を払うとともに上記 3. ①②以外の目的に利用しないものとします。
6. 会員は、運営者が利用している会員情報のお問合せや開示、訂正、削除を、下記窓口に申出ることができます。

株式会社安心ダイヤル内 DCドライバーズカードデスク

〒359-1123 埼玉県所沢市日吉町 10 番 21 号 リ・クリエ B 館 TEL:03-3206-1328

第 6 条(本特約の改定など)

- 1.本特約が改定され、その改定内容が会員に通知された後に、会員が本カードを利用したときは、会員は、その改定を承認したものとみなします。

本特約に定めのない事項については、DC 個人会員規約が適用されるものとし、本特約と DC 個人会員規約の間で抵触がある場合には、本特約が優先されるものとします。